

(様式 1-2) (用紙寸法は、日本工業規格 A 列 4 とする。)

(※本様式 1-2 については、別紙を添付することも可能とするが、別紙も含め、全体で 6 ページ以内に収めること。また、別紙を添付する場合は、A 4 サイズで作成すること。)

## 事業計画書

### 1. 事業の題名

「多文化共生で豊かな社会に～外国人市民の力は地域の宝～」

### 2. 業務の委託期間

委託を受けた日から 2016 (平成 28) 年 3 月 31 日まで

### 3. 選択テーマ

※単独テーマに該当する場合には、いずれか一つに○を、複数テーマに該当する場合には、主なテーマに◎、関連するテーマに○を付ける。

| テーマ                      | 該当の有無 |
|--------------------------|-------|
| 若者の自立・社会参画支援             |       |
| 地域の防災拠点形成支援              |       |
| 地域人材による家庭支援              |       |
| 地域振興支援                   |       |
| その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援 | ○     |

### 4. 支援プログラム実施組織の構成

#### ①組織の全体構成員

| 氏名 | 所属・役職等                   | 備考欄 |
|----|--------------------------|-----|
|    | 松永生涯学習センター 所長            |     |
|    | 市民相談課 次長 (ふくやま国際交流協会事務局) |     |
|    | 人権推進課 課長補佐               |     |
|    | 生涯学習課 次長                 |     |
|    | びんご多文化まちづくりチーム代表         |     |
|    | 公民館長代表                   |     |
|    | 福山市立大学 教授                |     |
|    | 外国人市民の団体                 |     |
|    | 日本語教室「ふ～じゅ」代表            |     |

②事業推進担当社会教育主事 (役職が社会教育主事でない場合は事業の中心となる社会教育関係職員)

| 氏名    | 所属・役職等                | 備考欄 |
|-------|-----------------------|-----|
| 常友 浩子 | 松永生涯学習センター 生涯学習センター主事 |     |

## 5. 取組みの趣旨・目的

(地域の現状、解決すべき地域の課題、それに対する解決の取組概要等を記載すること。)

2007年(平成19年)3月に策定された「第四次福山市総合計画」では、福山市の将来都市像を「市民が世界の人々と共に生きるまち」を掲げており、その目標を達成するために、「国際交流の推進」「多文化共生の推進」を中心に取り組むこととしている。

これに基づいて、国際化推進の具体的な方向性を示し、施策実施の指針として、2009年(平成21年)には、「福山市国際化推進プラン」を策定し、2016年(平成28年)までを計画の期間としている。

2014年度から2016年度に実施される「第四次福山市総合計画後期基本計画」における多文化共生の推進については、「外国人市民が生活しやすいように、生活全般にわたって外国人市民の自立に向けた支援に努めるとともに、お互いの違いを認め合い、地域社会の一員として、ともに生活できるまちづくりを推進する」事業を行うとなっている。

現在福山市に住んでいる外国籍市民は、約6400人で市全体の人口の1.4%。この他にも、日本国籍の人の中に外国にルーツを持つ人もいる。国籍は50カ国になる。国籍別にみると、約半数が中国で、続いて韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジル、ベトナムとなる。在留の理由は、実習生、就労、国際結婚や留学生などとなっている。近年は、東南アジアの人が増加傾向にある。福山市に住み続ける外国人市民も増えていて、在留条件や生活事情がそれぞれ違うため、生活上抱えている問題も多岐にわたっている。

福山市における外国人市民の相談窓口としては、1992年(平成4年)より、ポルトガル語・スペイン語による生活相談窓口を開設し、2004年(平成16年)より、中国語による相談窓口も開設した。また、市内の中でも外国人市民が多数住んでいる地域にある松永支所においても、英語とポルトガル語の相談窓口が設置されている。しかし、窓口の数と言語が限られており十分とは言えない。近くに気軽に相談できる場所がないという課題がある。

また、コミュニケーションをとるために日本語習得は欠かせない。市内には日本語教室が、10か所あり、市の事業としてボランティアを養成して実施している教室や団体が行っている教室、国際交流協会のワンペアレッスンなどがある。しかし、全体的に見て、ボランティアの人数が不足していて、学習希望者に十分な対応ができていないという課題がある。

その他にも、日本で生活していくためのルールを学べる場所や地域の自治会加入などについて知る機会がほとんどない。特に就労にかかわる問題や子どもの進学や学校生活の悩みなどを解決するシステムは整っていないため、NPOや支援団体が独自に対応している状況である。また、福山市の情報発信や災害時の情報提供については、多言語ニュースレターと、わかりやすい日本語での情報誌の発行をおこなっているが、十分に当事者に行き届いているとは思われない。

このような課題を解決するためには、福山市の79学区(町)すべてに設置されている公民館や市内19館のコミュニティセンターの機能を活かし、より身近な場所に相談窓口を設置し、福山市行政各関係課や地域のまちづくり推進団体、大学とも連携し、外国人市民の抱えている問題の解決に全体で取り組み、外国人市民が地域に住み続け、一員として力が発揮できるような仕組みづくりをしていく必要がある。

そして、外国人市民が日本語の習得や気軽に相談できる場、自由に交流ができ、情報がより多く集められる場として、交通の便がよい公共施設を利用した、多文化共生センターの設置が望まれている。

また、多文化共生の社会のイメージを市民に持ってもらうための講座を企画実施し、文化や外国人市民が暮らしの中で感じている問題点などを広く知っていく。

これらの取組を通して、近い将来、共に助け合って暮らす多文化共生の地域をつくっていく。

## 6. 支援プログラムの具体的実施内容及び実施方法等

### ①外国人市民対象のアンケート調査

- ・福山市の多文化共生事業の担当課である人権推進課と、国際交流を担当している市民相談課、住民登録窓口である市民課と連携し、福山市在住の外国人市民対象のアンケート調査を実施する。地域で暮らすために必要としている行政サービスや、日常の中で困っていることを知り、今後の取り組みに生かす。また、同時に、情報提供のための連絡先の登録や、講師・ボランティア通訳の登録などができることも紹介する。

### ②市民課と連携

- ・福山市へ外国人市民の転入があった場合は、最寄りの公民館・コミュニティセンターの情報を渡し、地域のことを知りたいときや困ったときには、相談できることを伝える。また、多言語の市の便利帳（行政的な手続きや市の情報を掲載している冊子）を作成（改正）し配布する。

### ③公民館が一番近くの相談窓口

- ・身近で行きやすい相談窓口として、外国人市民に公民館のことを知ってもらい、転入したら、まず一度は公民館へ行くことをすすめる。そして、地域活動への参加を促すとともに、自治会への加入の説明などもおこなう。
- ・職員の研修会を実施し、「わかりやすい日本語」での対応や、相談に対応するために必要な情報を学ぶ。
- ・将来的には、相談に来た場合、登録しているボランティアに通訳を依頼して対応する。

### ④多文化共生講座開催事業

- ・市内の全公民館で一年一回以上は、地域の実態に合わせた、多文化共生講座を開催する。
- ・「福の山」という講師登録、講師派遣の担当課であり、公民館・コミュニティセンターの事業（予算）の主管課である生涯学習課と連携して実施する
- ・講師 大学で多文化共生のまちづくりに取り組んでいる先生や、在住の外国人市民、外国人市民を支援したり、共に活動をしたりしている団体など
- ・内容 ○食文化や歌・踊り・風習・言語などその他の文化についての実習や講義  
○「外国人市民から見た、日本について」など、共に暮らしていくための想い  
○専門的な講師による、実習生や労働者の抱えている制度上の問題点の講義など、日本人としても知っておかなくてはならない問題や人権問題などの講座

### ⑤日本語支援者・生活支援者講座の開催

- ・ひろしま国際センターから講師を迎えて、日本語ボランティア養成講座をおこなう。現在もそれぞれの団体や各課で養成講座は行われているが、単発的だったり、広く参加をよびかけていない。これを6ブロックごとに実施するなど、全市的な取り組みに広げ、興味や関心を持っている市民を集める。その後の日本語教室での活動につなげる。
- ・市内に10カ所ある日本語教室や外国人市民を支援している団体と多文化共生の主管課である人権推進課と連携し、定期的に連絡会を開催し情報交換をおこなう。また、学習者を交えての交流会を開催し、外国人市民どうしのネットワークづくりのきっかけとする。
- ・言語以外の生活についても支援できる研修内容を取り入れる。

#### ⑥多文化共生講座講師・ボランティア通訳登録制度

- ・外国人市民を中心に、多文化共生講座の講師登録や、同じ言語を話す人が相談に来た時のための、ボランティア通訳登録を依頼する。
- ・講師は依頼に応じて、料理教室や言語教室、出身国の紹介や日本での暮らしやまちづくりについての講演などをするが、自分が得意とすることから始めてもらう。
- ・地域の外国人市民の人材発掘や転入者への説明をする時に、登録を促し地域とのつながりを作るきっかけとなるようにする。

#### ⑦全市的な取り組みへ広げる

「ワンワールドフェスティバル」または、「多文化共生フォーラム」などのイベント参加を通じて、お互いの文化を理解し合い、ふれ合う機会をつくる。また、イベントの企画運営には、外国人市民が中心的に参画し、日本人と外国人市民、または、違う国籍の人どうしのネットワーク作りをおこなう。

#### ⑧地域ごとの交流（公民館・自治会・生活支援者が協働して取り組む）

- ・各学区（町）で主催する行事への参加を促す。
- ・外国人市民にもわかりやすい言葉でチラシを作成し、ゴミステーション等へ掲示したり、直接配布したりする。配布は、養成講座で育成する「生活支援者」が担う。
- ・自分の国の文化を発表する場の提供。（展示、料理、舞台出演など）

#### ⑨日本の暮らし方講習会・相談会の開催

- ・日本での生活するためのルールを分かりやすく説明する「暮らし方講習会・相談会」を開催する。外国人コミュニティ団体からの要請があればそれに答える。
- ・ブロック（福山市の中部・西部・北部・南部・東部・神辺）ごとに、年間に何度か実施。
- ・対象は、地域に暮らす外国人市民で、関係各課へ依頼し、新しい制度ができた時や、日常生活で必要な情報などの説明をおこなう。
- ・案内をするためには、事前に住所を知っておくと便利なので、そのためにも、転入したらまずは、「公民館へ一度は行ってみる」仕組みを作り、登録をしてもらう。
- ・外国人市民に対して、日本の文化について学び体験できる講座を開催する。（日本料理や伝統的な行事など）

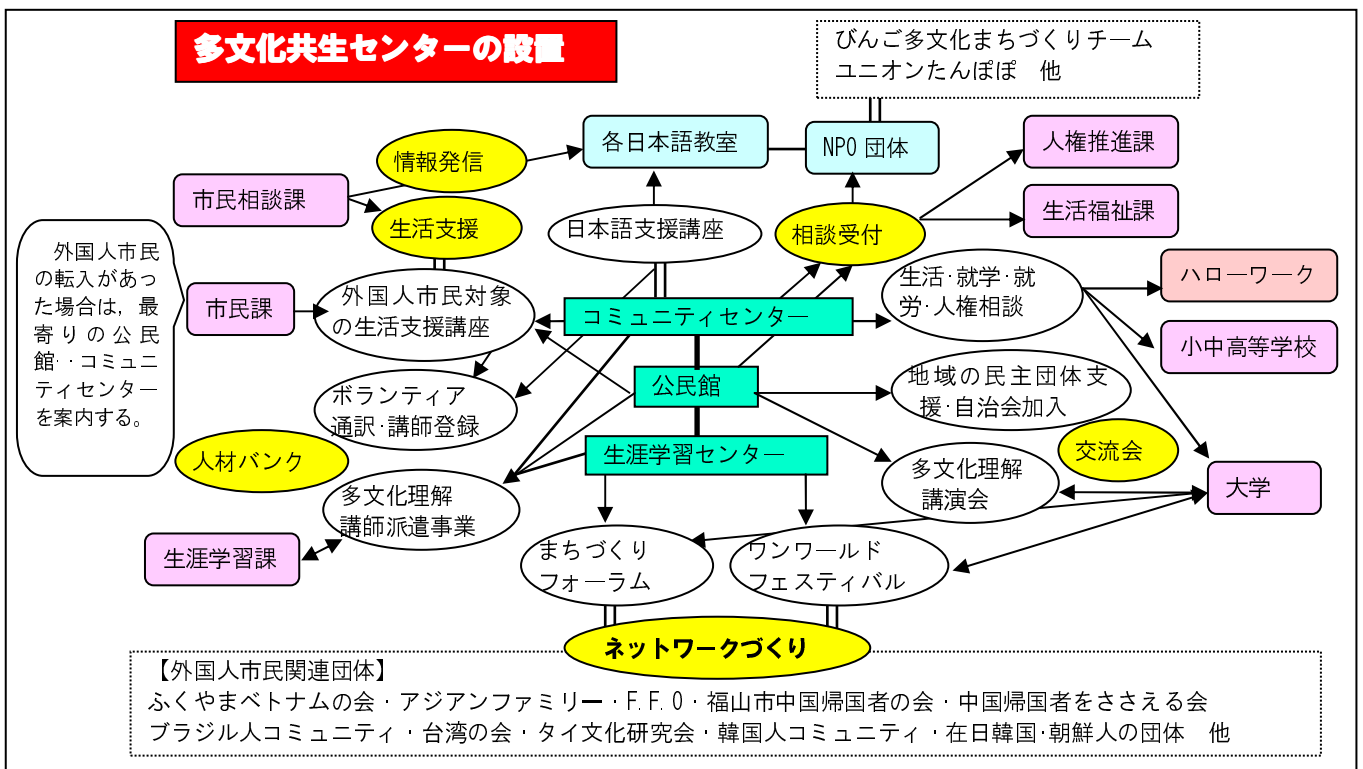
#### ⑩多文化共生センターの設置

- ・外国人市民にとって、そこに行けば情報が得られる、安心して相談できる、仲間と気軽に集える場所として、多文化共生センターの設置を計画する。

7. 支援プログラムの実施により得られることが見込まれる成果・効果

- ①日本文化を知る講座や、外国人市民の生活上の悩み解決の取り組みを公民館ですること  
で、外国人市民に公民館の役割を知ってもらえ、住民どうしの誤解から生じるトラブルを  
早期に解決し、減らすことができるようになる。日本で暮らす外国人市民の生活上の不安  
を解消し、安心して暮らせるようになる。
- ②公民館は、地域で暮らす外国人市民を知ることができ、自治会加入も促すことができ、地  
域活動へ参加しやすくなる。
- ③外国人市民が地域との関わりも持ち、結びつきができることで共助の気持ちを育てること  
ができる。
- ④外国人市民が安心して住み続けることができると実感することで、人口減少を防ぐことが  
でき、まちづくりに参画する人材が増えることになる。
- ⑤同じ出身国の人と出会う機会が増え、外国人コミュニティ団体の育成につながる。
- ⑥外国人市民自身が講師やボランティアとして活躍できることで、日本でより有意義な生活  
が送れる。
- ⑦多文化で豊かなまちづくりは、これからの日本社会が抱える重要な課題であり、多様な文  
化の体験や外国人市民と共に育つ子どもたちは広い視野で世界を見ることができるよう  
になる。
- ⑧外国人市民が暮らしやすい社会は日本人にとっても暮らしやすい(ユニバーサルデザイン  
の)社会となる

8. 事業の実施体制（再委託先まで含めた事業実施体制について図示すること。）



## 9. 支援プログラム実施スケジュール

|               | 4月                 | 5月   | 6月      | 7月     | 8月             | 9月 | 10月        | 11月 | 12月 | 1月    | 2月  | 3月         |                |
|---------------|--------------------|------|---------|--------|----------------|----|------------|-----|-----|-------|-----|------------|----------------|
| アンケート         | ★配布 →              | ★集約→ | ★分析検討会① | —————→ |                |    |            |     |     | ⑤     | ★報告 |            |                |
| 市民課案内配布       | ★公民館等案内チラシ作成（多言語）  |      |         |        |                |    | ★転入者への配布開始 |     |     |       |     |            |                |
| 生活相談          | ★職員研修会（相談受付や事業実施）  |      |         | ★広報    | ★随時相談受付 —————→ |    |            |     |     |       |     |            |                |
| 理解講座          | ★各公民館（1回以上） —————→ |      |         |        |                |    |            |     |     |       |     |            |                |
| 日本語支援者講座      | ★養成講座①～⑤           |      |         |        |                |    | —————→     |     |     |       |     |            | ★登録（日本語教室で実践）  |
| ボランティア通訳・講師登録 | ★随時                |      |         |        |                |    | —————→     |     |     |       |     |            |                |
| 地域交流          | ★夏祭り               |      |         |        |                |    | ★文化祭       |     |     | ★防災訓練 |     |            |                |
| フェスティバル       | ★実行委員会             |      |         |        |                |    | —————→     |     |     |       |     |            | ★ワンワールドフェスティバル |
| 暮らし方講座        |                    |      |         |        |                |    |            |     |     |       |     | ★ブロック別     |                |
| 多文化共生センター     |                    |      |         |        |                |    |            |     |     |       |     | ★設置準備委員会結成 |                |

## 10. 支援プログラムの評価にかかる項目

（評価体制、評価手法等を本プログラムの成果指標も含め、できるだけ具体的に記載すること。）

### [行政による支援体制の整備]

- アンケートにより、外国人市民の抱えている問題を把握する。（1000人を対象にする。5割の回収で、外国人市民の約1割の意見が集約でき、今後の取り組みに活かす）
- 外国人市民の転入者が公民館の役割を理解し、公民館訪問者数が増える。
- 多文化共生講座を市内の半数以上の公民館、コミュニティセンターで開催する。
- 日本語支援者指導講座を開催し、講座へは定員（30人）が参加する。
- 職員研修をおこない、自信を持って相談に応じるようになる。
- 市民課・生活相談課・人権推進課・生涯学習課・生涯学習センターが連携して、多文化共生に向けて取り組む体制ができる。
- 外国人市民がイベントに参加しやすいように、広報や行事の案内を多言語でおこなう。

### [外国人市民の参画・意識の変化]

- 公民館で地域の情報を得ようとする。
- 予め連絡先を登録しておくことで、必要な情報のお知らせがある「情報発信登録」をする。
- 外国人市民の多文化共生講座やボランティア通訳者の登録をする。
- 外国人市民によるコミュニティ団体の組織づくり。
- 市との協働による多文化フェスティバルを開催する。外国人市民が企画・実施に参画する。
- 外国人市民が自治会へ加入し、役員などをすることで、「まちづくり」へ自分の意見を反映させる。
- 地域の一員として自覚し、いつまでも、この町で暮らしたいと思う。

### [地域の変化]

- 公民館主催の多文化共生講座に参加したことで、異文化にふれるとともに、外国人市民とのかかわりができ、日常的に声を掛け合えるようになる。
- 日本語支援者指導講座受講生が、その後も続けて活動する。

- 日本語支援者指導講座の受講生が日本語教室でボランティアを始める。また、市内に新たな日本語教室ができる。
- 共生の意義を市民が理解し、外国人市民と共に地域活動をしていくことがあたりまえであり、大きな力となることがわかる。
- 地域が多文化共生センターの設置へ向けての関係者による準備会ができ、設置を実現させる。
- 外国人市民が、いつまでも、この町で暮らしたいと思う、安心安全で、ユニバーサルなまちづくりをめざすようになる。

【以下は、複数年度の取組み実施を予定している場合に作成すること】

## 1 1. 初年度の実施内容、成果を踏まえた次年度以降の支援プログラム実施内容及び実施方法等

(2年次の内容)

- ①アンケートの分析結果から、必要な取組みを見直す  
 新年度の日本の暮らし方講習会や相談事業の内容に取り入れられるように検討し実施する。
- ②全市の公民館、コミュニティセンターで「多文化共生講座」を開催する。
- ③日本語支援者講習会をおこない、スキルアップと新たな人材の育成をめざす。また、日本語支援者の交流会をおこない、成果があった事例や課題などを出し合い、思いを共有する。活動が継続的にできるように支援しあう。
- ④必要な地域に日本語教室を開設する。日本語教室を増やす。
- ⑤「生活支援者」の募集・登録をおこない、外国人市民へ周知をおこない、活動を開始する。
  - ・言語のみではなく、ボランティア活動を通して、外国人市民の支援がしたと思っている人には、「生活支援者」として登録してもらい、定期的に外国人市民をたずねるなどして、地域活動への参加を促す。また、行政の手続きなどで不安のある外国人市民に同行し支援をおこなう。
  - ・解決できない問題（生活相談・就労相談・教育の問題など）が生じた場合は、相談事業をおこなっているコミュニティセンターや公民館を通して各関係課（市民相談・福祉・労政・学校教育課・各学校など）へ連携し解決に向けて取り組む。
- ⑥多文化共生フォーラムの実施
  - ・1年次は、「ワンワールドフェスティバル」をおこない、文化交流を中心目標としたが、2年次は、「多文化共生フォーラム」を実施し、外国人集住都市の先進的な取り組みや、外国人市民や地域活動を中心におこなっている日本人からの意見発表を聴き、これからのまちづくりに活かせるフォーラムを開催する。
  - ・外国人市民も積極的に実行委員会に加わって計画し、まちづくりを担う一員としての自覚を持つ。
- ⑦「多文化共生センター」設置のための準備委員会を組織し活動を開始する。
  - ・外国人市民にとって、そこに行けば情報が得られる、安心して相談できる、仲間と気軽に集える場所としての多文化共生センターの設置に向けて、行政各関係課、NPO、市民支援団体、大学関係者、外国人市民、日本語教室代表者などで準備委員会を組織し、具体的に検討をしていく。（設置目的・場所・設備・管理者・利用のための要項・経費など）
  - ・先進地の視察をおこない参考とする。

・場所としては、交通の便が良いことや活動できるスペースがとれることが必要で、中心地の公共施設を利用することが望ましい。

(場所の案)

A 案 「まなびの館ローズコム」4階のキッズコム移転後の空き部屋活用

B 案 松永コミュニティセンター（松永駅からも歩いて行ける、会議室や調理室もある）

C 案 エフピコ RiM-f の空きスペースを活用

(最終年 3年次の内容)

①必要な取り組みは継続する。

生活相談・暮らし方講座・日本語支援者講習会・生活支援者による情報提供  
多文化共生講座の講師派遣・地域イベントへの参加 など

②外国人コミュニティ団体の活動を支援し、団体独自で活動ができるように支援する。

活動の拠点として、公民館やコミュニティセンターを利用してもらう。

③「ふくやま多文化共生センター」の設置

・オープン記念イベントの開催。

・NPO や市民支援団体、外国人コミュニティ団体などで自主運営する。また、常時職員が常駐できる仕組みをつくる。公民館・コミュニティセンターとも連携して取り組む。

・おもな活動内容

全市的な交流事業、各外国人コミュニティ団体の活動拠点、日本語教室、外国語教室、ワンペアレッスン、福山市の情報発信コーナー、外国人育児相談室、就学支援教室、

・外国人市民が暮らし続けるためには、就労はかかせない。それに向けての子どもたちの進学保障が大きな課題となっている。この多文化共生センターでは、市内に散在している進学希望者を対象とした学習の場をつくる。(大学、NPO 団体と連携しておこなう)